様式第９号（第 38 条関係）（その 3）

物品売買仮契約書（案）

南城市長　大城　憲幸（以下「甲」という。）が次の物品を購入し、○○○○（以下「乙」という。）がこれを売却することについて、甲及び乙は下記の条項により仮契約を締結する。

品名	規格	数量	単価	金額	備考
電子黒板等学校 ICT 機器一式（別紙仕様書及び要求仕様書のとおり）	別紙仕様書及び要求仕様書のとおり	一式（電子黒板 79 台・大型提示モニター9 台ほか）	別紙契約金額内訳書のとおり		①電子黒板分、②モニター分、③廃棄費用分の内訳及び別計上項目は、別紙契約金額内訳書のとおり
小計					
消費税及び地方消費税					
合計					

第１条　納入期限、納入場所、契約金額及び契約保証金額は次のとおりとする。

1　納入期限　　令和９年３月 19 日（金）

2　納入場所　　南城市立小学校９校及び中学校５校（別紙仕様書のとおり）

3　契約金額　　￥　　－

うち取引に係る消費税及び地方消費税の額　￥　　－

4　契約保証金額　南城市契約規則第 40 条及び第 41 条の定めるところによる。

2　乙は、この契約の締結の際に、入札時に提出した入札金額内訳書と同じ金額による契約金額内訳書（入札公告に定める様式８。区分間及び行間で金額を振り替えないこと。）及び延長保証の価格の根拠資料（製造者又は保証の提供者の見積書の写し、価格表等）を甲に提出しなければならない。

第２条　この契約に定めのない事項については、南城市契約規則（令和３年南城市規則第７号）及び別紙「電子黒板等学校 ICT 機器機能強化及び整備事業仕様書」（要求仕様書を含む。以下「仕様書」という。）による。

第３条　乙は、物品の納入をしようとするときは、あらかじめその旨を甲に通知し、物品の持込と同時に納品書を提出しなければならない。

2　物品の性質又は目的等によっては、甲の承認を得て、分割して納入することができる。

3　納入のため持ち込んだ物品は、甲の承認を得なければ引き取ることができない。

第４条　乙は、甲の行う検査に合格した物品でなければ納入することができない。検査に要する費用及び検査のため変質し、変形し又は消耗破損したものは、すべて乙の負担とする。

2　乙は、甲の指定した日時、場所において検査に立ち会うものとする。乙は、立会いをしないときは、検査の結果につき異議を申し立てることができないものとする。

第5条　乙は、検査の結果不合格と決定した物品は遅滞なく引き取り、かつ、直ちに代品を納入しなければならない。

2　前項の場合は、甲は1回に限り相当日数を指定して、代品納入又は手直しの期間を認めることができる。この代品納入又は手直しができたときは、さらに届け出て検査を受けなければならない。

第6条　物品を納入場所に持ち込み、第4条第1項又は第5条第1項に規定する検査の前に、紛失又は毀損したときは、その損害は乙の負担とする。ただし、天災その他特別の理由があると認められるときは、甲、乙協議してその負担者及び負担額を定める。

第7条　乙は、納入物品の引渡後1年間は、納入物品が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないものについて無償でこれを修補し、又は取り替える責任（契約不適合責任）を負わなければならない。なお、本条の規定は、仕様書第6に定める製品保証（通常保証及び延長保証）及び保守体制の義務を軽減し、又は制限するものではない。

2　乙は、物品の納入の際に、仕様書第6に定める通常保証及び延長保証（引渡しの日から5年間）の保証書（保証の提供者、期間、範囲及び条件を記載したもの）を甲に交付しなければならない。延長保証は、保証書の交付により取得が完了するものとし、甲は、契約金額のほかに保守料、保証料その他の対価を支払わない。

第8条　乙が、前条の場合においてその修補又は取替えに応じないとき、その他この契約から生ずる義務を履行しないときは、甲は、乙の負担でこれを執行することができる。このため乙に損害が生じることがあっても甲は賠償の責任を負わないものとする。

第9条　乙は、天災地変その他やむを得ない理由により納入期限までに物品を納入することができないときは、その理由を詳記して期限延長の願出をすることができる。

2　前項の願出は、納入期限までにしなければならない。

3　甲は、第1項の願出が正当と認めたときは、これを承認し、第11条の遅延損害金（違約金）を免除することができる。

第10条　契約金額は、この契約のすべての履行が完了し、検査の完了後、甲は乙の適法な支払請求書を受理した日から30日以内に一括して支払うものとする。ただし、特別の理由がある場合はこの限りでない。本契約においては部分払は行わない。

第11条　乙は、納入期限までに物品の納入（仕様書に定める設置、設定、撤去・廃棄及び研修等の完了を含む。）を終了しないときは、遅滞日数に応じた未済部分の契約金額に対し、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項に規定する財務大臣が決定する率を乗じて計算した金額を遅延損害金（違約金）として甲に納付しなければならない。

第12条　この契約の履行について生じる一切の損害は、乙が負担するものとする。

第13条　甲は、必要があるときは、乙と協議の上、この契約の内容を変更し、又は納入を中止させることができる。

2　前項の場合において、契約金額を増減する必要があるときは、単価により算定し、もし、これを甲において不適当と認めるとき、又は期限を伸縮する必要があるときは、甲の相当と認めるところによるものとする。

第 14 条　乙は、この契約から生ずる権利義務を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。

第 14 条の 2　乙は、この契約の履行に当たり個人情報を取り扱う場合は、別紙「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

第 15 条　乙は、この契約について契約事項に明示されていない事実でも、物品の供給上当然必要なものは、甲の指示に従い乙の負担で施行するものとする。

第 16 条　甲及び乙は、この契約について紛争を生じたとき、又はこの契約に定めていない事項については、南城市契約規則によるほか、そのつど甲、乙協議のうえ定めるものとする。

第 17 条　甲及び乙は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。この契約の成立を証するため本書 2 通を作成し双方記名押印して各 1 通を保有する。

特約事項

1　この仮契約は、南城市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 18 年南城市条例第 43 号）第 3 条及び南城市契約規則第 38 条第 1 項の規定により、南城市議会の議決を得たときは、その議決の日をもって本契約に切り替えるものとする。この場合において、甲は議決のあった旨を遅滞なく乙に通知するものとする。

2　南城市議会の議決を得られなかったときは、この仮契約は効力を失うものとし、この場合において、この仮契約に基づく損害賠償について甲は一切の責任を負わないものとする。

令和 8 年　　月　　日

甲　住所　沖縄県南城市佐敷字新里 1870 番地

氏名　南城市長　大城　憲幸　　印

乙　住所

氏名　　印